

認定実務実習指導薬剤師更新講習会の 開催について

平素より薬学教育に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、認定実務実習指導薬剤師の更新申請で必要となる更新講習会を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては受講を希望される場合、下記の申込要領に従い、お申し込みください。なお、更新の際に、本講習会や各地区調整機構等で開催される「更新講習会」の受講が必要となりますのでご注意ください。

※（公財）日本薬剤師研修センターが実施していた e-learning 形式の更新講習会は、令和4年度をもって終了しています。

記

1. 日 時 令和8年12月6日（日） 10：00～12：50
(受付時間9：30～9：55) ※時間厳守
2. 場 所 日本薬科大学 講義棟3 2階 721 講義室
埼玉県北足立郡伊奈町小室 10281
埼玉新都市交通(ニューシャトル)「志久駅」下車徒歩 11 分
駐車場の用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。
3. 受 講 費 1, 0 0 0 円 (税込)
4. 内 容 講座④－1 臨床における実務実習に関するガイドライン改訂の経緯と今後の実務実習への期待
講座④－2 臨床における実務実習に関するガイドライン改訂の経緯と今後の実務実習への期待
講座④－3 薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版」と「臨床における実務実習に関するガイドライン」について
講座④－4 平成 25 年度改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づく実務実習とガイドライン～令和4年度改訂への橋渡し～

講座④－５ 概略評価（評価ルーブリック） ～平成 25 年度版から令和 4 年度改訂への橋渡し～

講座④－６ トラブルの防止と適切な対応について ～ハラスメントを防ぐために～

5. 受講条件 次の（１）～（５）を全て満たしている方。
- （１）更新申請を予定されている方で、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から５年以上が経過していること。
 - （２）６年間の認定期間中に実務実習生の指導実績が１例以上あること
 - （３）現在薬剤師実務に従事していること。
 - （４）認定期間中に３年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。
 - （５）更新申請の直近１年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

6. 主 催 一般社団法人埼玉県薬剤師会

7. 申込方法 本会ホームページ（<https://saiyaku.or.jp>）> 研修会案内> 日薬プラットフォームからお申し込みください。



申込期限は、令和 8 年 1 1 月 1 2 日（木）です。日薬プラットフォーム QR コード（ただし、定員になりしだい締め切ります）

お申し込み後、1 週間以内に受講可否の承認を行います。承認後、お支払い手続きを完了していただきますようお願い申し上げます。

受講不可の場合は、メールでご連絡いたします。

なお、承認支払い後にキャンセルされた場合の返金はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※認定実務実習指導薬剤師の認定期限は一般社団法人薬学教育協議会 HP に掲載されている「認定実務実習指導薬剤師名簿（関東地区）」でご確認下さい。

https://www.shidou-yakuzaishi.com/cpems/contents/pdf/3_kantou_meibo.pdf

問い合わせ先 事務局 業務課
TEL 048-827-0060